

獣害対策における都道府県の実施体制と市町村との関係

誌名	農村計画学会誌 = Journal of Rural Planning Association
ISSN	09129731
著者名	岸岡,智也 橋本,禅 星野,敏 九鬼,康彰
発行元	農村計画学会
巻/号	31巻
掲載ページ	p. 339-344
発行年月	2012年11月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



獣害対策における都道府県の実施体制と市町村との関係

—近畿地方における野生鳥獣被害対策を事例に—

The Relationship between Implementation System of Wildlife Management in Prefectures and its Cooperation with Municipalities

-A Case Study of Prefectures in Kinki Area-

岸岡智也* 橋本 禅** 星野 敏** 九鬼康彰**

Tomoya KISHIOKA*, Shizuka HASHIMOTO**, Satoshi HOSHINO** and Yasuaki KUKI**

(*京都大学大学院農学研究科 **京都大学大学院地球環境学堂)

(*Graduate School of Agriculture Kyoto University **Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University)

I はじめに

野生動物による農林業被害の拡大が問題となっている中、獣害対策における国や都道府県、市町村の役割は徐々に変化している。1999年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護法）」が改正され、特定鳥獣保護管理計画制度が導入された。これにより都道府県は、これまでの鳥獣保護事業計画に加え、行政区域内で「その数が著しく増加又は減少している鳥獣」について、特定鳥獣保護管理計画（以下、特定計画）により、数値目標を伴った保護管理を図ることが可能になった（同法第7条）。2008年には、農山漁村で増加する鳥獣害に対処すべく、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、特措法）」が制定された。これにより市町村は、加害鳥獣に対して被害防止計画を定められるほか（同法第4条2項）、これまで鳥獣保護法に基づき都道府県知事が実施してきた捕獲等の許可を、対象とした鳥獣に限り市町村長の権限で実施できるようになった（同法第4条7項）。また、2012年の同法の改正では、市町村の権限や国および都道府県の財政支援のさらなる拡充が図られた^{注1)}。

このように、これまで都道府県が主導してきた獣害対策は、特措法の制定、改正により、被害発生地により近い市町村において積極的に推進できるようになった¹⁾。ただし、特措法は市町村の被害防止計画作成に際し、都道府県の鳥獣保護事業計画や特定計画との整合性の確保を求めている（同法第4条7項）。また都道府県は、対策技術の開発や普及、特定計画による個体数等の目標設定、国や市町村との調整や被害防止計画を持たない市町村での捕獲の許可など、依然として重要な役割を担っている。獣害対策の円滑かつ効果的な遂行には、都道府県と市町村の意思疎通や調整がこれまで以上に求められる。

II 研究の目的

鳥獣保護法や特措法の業務を所掌する都道府県では、被害軽減だけでなく、野生動物保護の観点からも業務を遂行する必要がある。そのため、都道府県における業務には、農業部局や環境部局、林務部局などの複数の部局が関わることとなる。獣害対策の業務を円滑に進めるためには部局間の連携が不可欠である。しかし、これまでの研究では、都道府県レベルでの部局間連携の体制や、各体制が持つ、国や市町村との調整を含めた業務遂行上の利点や課題等の把握はほとんど行われてこなかった。

本研究は、都道府県における獣害対策行政に関わる部局間の連携や役割分担、市町村との連絡調整について、各体制の特徴や課題を横断的に明らかにすることを目的とする。これにより、行政担当者がこれまで業務を実際に行うなかでしか認識されてこなかった課題を行政担当者だけでなく、獣害対策に関わる多くの関係者が広く共有、認識すべき問題として提起する。それと共に、国や市町村など他の対策実施主体との連携の中で都道府県が果たすべき機能とそのために効果的な対策実施体制の構築に資する知見を得たい。

本研究では近畿地方の6府県を事例とした。近畿地方では以前から、農業被害が特に深刻なニホンジカ、ニホンザル、イノシシのすべてで広範囲に被害が発生しており、その取り組みも早くから行われており、さまざまな部局間連携が図られていると考えられる。

III 研究の方法

1 分析の枠組み

(1) 実施体制の捉え方

獣害対策には被害防除、個体数管理、生息地管理が求

められる²⁾が、本研究では府県で実際に中心的に行われる被害防除と個体数管理の2つの対策業務で主となる①鳥獣保護法における計画策定、②狩猟管理（有害鳥獣捕獲を含む）、③特措法の所管、④被害防除の4業務に注目する。これら業務を複数の部局が分担しているか、もしくは1部局が全業務を所掌しているかで、府県の獣害対策の実施のスタイルは異なる。対象とした業務は、対象6府県のすべてで深刻な農作物被害のあるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの被害対策である。本研究では、近畿6府県の獣害対策業務を所掌する部局の担当者に対するヒアリング調査により、近畿地方の地方自治体における獣害対策について、各部局の業務内容や役割分担の状況により、対策の実施体制を捉える。

(2) 実施体制の類型化

農業被害が拡大する野生動物被害の問題において、実際の被害地である農業地域との関係や知識を持つ農業部局の役割は不可欠である。対策への農業部局への関わり方が府県の対策実施体制を特徴づけると考えられる。本稿では、被害防除と個体数管理の業務を担当する部局の数、農業部局の担当業務、の2つの観点から、6府県の獣害対策の実施体制を、①被害防除と個体数管理を異なる部局が分担する府県、②被害防除と個体数管理を農業部局が専管する府県、③被害防除と個体数管理を農業部局以外の部局が専管する府県、の3つに類型化し、それぞれの体制の特徴を整理する。

(3) 市町村からみた都道府県の体制の評価

次に、類型化した府県の体制ごとに市町村を選定し、被害対策担当者へのヒアリング調査を行った。ここから、府県の体制の類型ごとの特徴と課題、さらに市町村との連携の面から見た特徴と課題の把握を試みた。

2 調査の方法

(1) 府県担当者へのヒアリング調査

本研究では、2011年10月から2012年2月にかけて和歌山県（農林水産部農業生産局 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室、および環境生活部環境政策局 環境政策総務課 自然環境室）、滋賀県（琵琶湖環境部 自然環境保全課 野生生物担当、および農政水産部 農業経営課 水田農業・獣害対策担当）、兵庫県（農政環境部環境創造局 自然環境課 野生鳥獣係）、奈良県（農林部森林整備課 鳥獣保護係）、京都府（農林水産部 森林保全課 野生鳥獣担当）、大阪府（環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ）の関係部局の行政担当者を対象としたヒアリング調査を実施した。ヒアリングでは、獣害対策に関わる部局、各部局の所管業務や権限などの役割分担による獣害対策の実施体制の現状、市町村への権限の委譲の状況、体制変化の状況及び経緯、市町村や被害発生地住民との連絡調整の体制

について把握した。

(2) 市町村担当者へのヒアリング調査

府県の獣害対策実施体制の類型結果にもとづき、各類型に対応する市町村を次の基準に照らして各一つ選び、行政担当者へのヒアリング調査を実施した。選定基準は、①府県の策定する特定計画の対象種による被害が発生していること、②被害の状況や対策の実施内容が府県下で一般的であること、③特措法に基づく被害防止計画を策定していること、④同一の担当者が数年在籍し、被害防止計画の策定過程や事業の詳細を把握していることの4点である。

選定したのは、滋賀県甲賀市（産業経済部鳥獣害対策室）、和歌山県紀美野町（産業課）、京都府南丹市（農林商工部農林整備課）の行政担当者である。ヒアリングでは、被害防止計画における府県との調整の状況、特措法制定による権限や財政支援の変化、業務や計画の調整における都道府県との関係について把握した。

IV 結果

1 各府県の体制

(1) 各府県の担当部局

獣害対策の担当部局は、大きく「環境部局」「農業部局」「林務部局」に分けられた（図1）。京都府を除き、2つの部局にわたり業務が分担されていた。各府県の担当部局の特徴は次のとおりである。

和歌山県 環境部局と農業部局で役割が分担されていた。2011年度より農業部局に獣害対策専門に業務を行う「果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室」が設置された（図1）。農業部局は特措法が制定された2008年度から、狩猟業務や特定鳥獣保護管理計画における計画策定の一部も担当していた。被害防除だけでなく個体数管理に関する業務の一部まで担い、6府県の中でも特に農業部局の役割が大きかった（図2）。

滋賀県 環境部局と農業部局が業務を分担していた。2009年度より和歌山県と同じく、農業部局に獣害対策専門の「農業経営課 水田農業・獣害対策担当」が設置された（図1）。ただし、所掌業務は特措法の所管と被害防除に関わるものだけであり、和歌山県に比べると農業部局の役割は小さかった（図2）。

奈良県 林務部局と農業部局が業務を担当し、林務部局が鳥獣保護法による計画策定、狩猟業務を、農業部局が特措法の所管と被害防除に関わる業務を所掌していた（図2）。また、2006年度より農林水産部に「鳥獣害対策本部」が設置され、林務部局と農業部局の連携体制が構築されていた。

兵庫県 環境部局が鳥獣保護法における計画策定、狩猟業務、特措法所管を担当し、農業部局が被害防除の業務を行っていた(図2)。兵庫県の大きな特徴は、2007年に、野生動物専門の研究機関として「森林動物研究センター」が設置された点である。これにより、野生動物の生態の研究や獣害対策の技術開発が強力に進められていた。(図1)。大阪府 林務部局より派生した、野生動物に関する部局が鳥獣保護法における計画策定、狩猟業務、特措法所管を、農業部局が被害防除に関わる業務を担当する分担関係にあった(図2)。

京都府 林務部局が、鳥獣保護法の所管とそれに伴う計画策定、狩猟、特措法の所管、被害防除に関する全業務を所掌し(図2)、農業部局は獣害対策に関して具体的な業務を持たない体制が長く取られてきた。2011年度からは、農林水産部に「野生鳥獣等被害対策推進本部」が設置され、被害対策への農業部局の参加が図られていた。

(2) 部局とその特徴

環境部局、農業部局、林務部局の被害対策業務における役割と市町村や地元住民との関係に関して、以下のような特徴が明らかになった。なおこれらは、6府県の担当部局を俯瞰することで得られた全般的な特徴であり、一部では状況が異なる場合もある。

農業部局 県民局(兵庫県)や振興局(和歌山県)等の出先機関を持ち、普及指導員等を通じて市町村や地元住民との密な連絡体制を築いていた。農業者に近い立場で業務を行える点が特徴だが、捕獲権限等が集中すると、例えば「農業者からの捕獲の強い要望がある」ため、「被害軽減を重視するあまり過剰な捕獲を行う危険性」(いずれも和歌山県農業部局)を懸念していた。

環境部局 野生動物保護の観点からの保護管理の計画作成により、過剰な捕獲等、行き過ぎた被害対策の抑制を担っていた。しかし、農業部局のような出先機関を持たず、被害の発生地域の住民とのつながりは薄かった。

林務部局 農業部局と同様、出先機関を通じて市町村との関係を持っていた。ただし、農業部局ほど農業被害の発生する地域の住民と密な関係は持たなかった。

(3) 獣害対策体制の形態

以上の結果をもとに6府県における獣害対策の体制を、被害防除と個体数管理に関わる業務を担当する部局によ

	環境部局	農業部局	林務部局	その他
和歌山	環境生活部 環境生活総務課 自然環境室	農林水産部 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室		
滋賀	琵琶湖環境部 自然環境保全課 野生動物担当	農政水産部 農業経営課 水田農業・獣害対策担当		
兵庫	環境創造局 自環境課 野生鳥獣係	農政環境部 農林水産課 果樹園芸課		森林動物研究センター
奈良		農林部 農業水産振興課	農林水産部 森林整備課 鳥獣保護係	
京都		農林水産部 森林保全課 野生鳥獣担当		
大阪		農政環境部 農林水産課 果樹園芸課		動物愛護畜産課 野生動物グループ

図1 各府県における被害対策体制

Fig.1 Implementation System of Wildlife Management in each Prefecture.

	計画策定	狩猟業務	特措法	被害防除
和歌山	■	■	■	■
滋賀	■	■	■	■
兵庫	■	■	■	■
奈良	■	■	■	■
京都	■	■	■	■
大阪	■	■	■	■

■環境部局 ■農業部局 ■林務部局 □その他

図2 各府県における各部局の担当業務

Fig.2 Roles of each Division in each Prefecture.

って3つの形態に分類した。

①被害防除と個体数管理を異なる部局が分担する府県(滋賀、兵庫、奈良、大阪)

滋賀県、兵庫県、奈良県、大阪府では、個体数管理を行う部局と被害防除を行う部局が異なっていた。農業部局が被害防除の業務を担う一方、環境部局や林務部局などが個体数管理の業務を行っていた^(注2)。「保護の視点から捕獲に歯止めをかけられる」(滋賀県環境部局)というように、2つの部局が業務を分担することで獣害対策と野生動物保護のバランスが保たれていた。

②被害防除と個体数管理を農業部局が専管する府県(和歌山県)

和歌山県は狩猟業務や計画策定の一部、被害防除に至るまで農業部局が業務に関わっており、被害防除、個体数管理の両面を担当する農業部局の役割が大きかった。被害防除と個体数調整を同時に計画することが可能であるが、捕獲権限等が農業系課に集中すると、地元の要望により捕獲が過剰となる危険性がある。

③被害防除と個体数管理を農業部局以外の部局が専管する府県(京都府)

京都府では、個体数管理に関わる業務と被害防除に関わる業務の両方を林務部局が専管しており、獣害対策

表1 対象市町村と府県の体制

Table 1 Municipalities and Implementation System of Wildlife Management in Prefectures.

形態	市町村	市町村の部局	府県	府県の獣害対策体制
①	甲賀市	産業経済部鳥獣害対策室	滋賀県	被害防除と個体数管理を異なった部局が分担
②	紀美野町	産業課	和歌山県	被害防除と個体数管理を農業部局が担当
③	南丹市	農林商工部農林整備課	京都府	被害防除と個体数管理を農業部局以外の部局が担当

について農業部局は具体的な業務を持たなかった。ただし、獣害対策に関する普及・指導は農業部局管轄である地域農業改良普及センターの職員が担当していた。さらに「野生鳥獣等被害対策推進本部」が設置され、業務への農業部局の参加が図られているが、依然として林務部局を中心とした体制であるため、「被害対策における出先機関を通じた地元とのつながりが他の府県に比べて弱い」（京都府林務部局）と評価されていた。

2 市町村との関係

以上の類型区分をもとに、それぞれ滋賀県甲賀市（類型①）、和歌山県紀美野町（類型②）、京都府南丹市（類型③）の担当者へ行ったヒアリング調査より、府県と市町村の関係と府県の形態による関係性の違いを整理した。

(1) 府県の形態による市町村との関係の違い

①被害防除と個体数管理を異なる部局が分担する府県（滋賀県 甲賀市）

甲賀市の担当者は、「県の環境部局が被害防除に関する事項、農業部局が個体数調整に関する事項について十分に知らないと感じることがある」、「環境部局と農業部局、両部局のスケジュールの調整が難しい」、「住民に対策について説明する際には被害防除と個体数管理の両面の話ができないと理解が得られないが、どちらかの部局だけではそれができない」など、県内の部局間の調整に不十分な部分がある点を問題点として指摘した。

②被害防除と個体数管理を農業部局が専管する府県（和歌山県 紀美野町）

紀美野町の担当者は、町にとっての県の窓口は農業部局がほとんどであり、県と町の業務の調整は「窓口がひとつで行いやすい」と評価していた。県の実施体制について特段の不満は聞かれなかった。

③被害防除と個体数管理を農業部局以外の部局が専管する府県（京都府 南丹市）

南丹市の担当者は、「府における担当部局がひとつであるほうが府との調整を行いやすい」と答えた。ただし、府や出先機関との連絡調整体制の問題として「出先機関の担当者は市と密接に関わり、意思疎通が図れているが、本庁には市の意見が伝わりにくいことがある」、「市と府の板ばさみになる出先機関は大変」と答えた。このように、農業部局所管の出先機関である南丹農業改良普及センターの職員の役割を高く評価する一方で、本庁において中心的な

役割を担う林務部局との意思疎通や調整には不満の声が聞かれ、府の本庁と出先機関の連携における課題がうかがえた。

(2) 府県と市町村との関係

①被害防止計画と特定鳥獣保護管理計画との調整

ニホンジカ、イノシシは3市町すべてで、またニホンザルは滋賀県甲賀市、京都府南丹市で被害防止計画対象となっていた。いずれの場合も、被害防止計画の作成にあたり、府県担当者との協議を通じて、保護事業計画および保護管理計画との整合性が保たれていた。

3市町では、被害防止計画のイノシシ、ニホンジカの捕獲計画数は、市町村における直近の捕獲数の実績をもとに立てられていた^{3), 4), 5)}。ヒアリングでは、イノシシ、ニホンジカの被害対策について、狩猟者の減少や高齢化など、捕獲の実施能力に限界が指摘された。これについて甲賀市の担当者は、「ニホンジカを捕れるだけ捕っても、県の特定鳥獣保護管理計画で目標とされる個体群密度まで減少しない」と述べていた。

ニホンザルについて例えば南丹市の担当者が「地元は全頭捕獲してほしいと言っている」というように被害発生地の住民からの捕獲の要望が大きかった。しかし、滋賀県、京都府の特定計画では個体群保護の観点から、ニホンザルの有害鳥獣駆除の上限を群れの個体数の10%と定めており^{6), 7)}、滋賀県甲賀市、京都府南丹市の被害防止計画における捕獲計画はこの制限に従っていた^{4), 5), 注3)}。市町の被害防止計画作成においては府県との調整が十分に行われているといえる。

②市町村における獣害対策実施の現状

財政支援 府県や市町担当者へのヒアリングでは、「県でも市町村でも予算が厳しい」、「どの市町でも事業の申請が多くなってきた」（和歌山県 紀美野町）のように、対策実施するための予算の不足が指摘された。市町村の多くは被害対策の財源として、農林水産省所管の鳥獣害防止総合対策事業に大きく依存していた。とりわけ被害防止計画を策定した市町村については、農林水産省の鳥獣害防止総合対策事業と特別交付税措置により、侵入防止柵の設置などのハード事業の負担が1割となる措置が取られており⁸⁾、これが、被害防止計画の作成のインセンティブとなっていた。また事業そのものについても、「府県による補助金の上乗せ義務がないので、府県にとっても利点だと思う」（京都府 南丹市）や「県から農林水産

省の事業の導入を提案された」(和歌山県 紀美野町)等、府県の財政支援が限界に達する一方、国の財政支援への領域の拡大が確認できた。

担当人員 滋賀県甲賀市では平成 23 年度より、獣害対策に関する業務の専門部署として、産業経済部に鳥獣害対策室が設置された。しかし、「市町村では農林部局の職員が業務を行っていることがほとんど」(京都府林務部局)であり、専門職員が配置されている市町村は少数に過ぎない。多くの市町村は南丹市や紀美野町のように、農林業部局の職員が他の業務と兼務しているのが現状である。これら 2 市町では、獣害対策に関わる業務に 2 人が携わっていたが、獣害対策に関わる業務に十分に労力をかけることができないとの声が聞かれた。

V 考察

1 府県における部局間連携の重要性と課題

近畿 6 府県では、京都府を除き複数の部局が業務を分担する体制が敷かれていた。農業被害の拡大が進む中で、被害発生地である農業地域の住民と出先機関を通じてつながりを持つ農業部局の役割はより重要なものとなっており、和歌山県や滋賀県のように近年、農業部局に獣害対策専門の担当を設置したり、狩猟管理の権限を委譲したりするなど、農業部局の権限が拡大される例もある。

都道府県は、農作物被害の軽減だけでなく、野生動物の保護も進めなければならない。その意味では、環境部局の様な鳥獣保護法を所管する部局が、被害対策に関わり、業務を分担することは効果的と考えられる。

ただし、府県で業務が複数の部局に分担されている場合、部局間の調整不足や担当者の知識不足が、市町の担当者の立場から問題として指摘される事例もあった。これは、①都道府県における対策業務に関わる部局が、他の部局の業務内容を十分に把握できていないことや、②部局間の調整が不十分なままに、それぞれの部局が市町に個別に対応していることが原因と考えられる。

このように、立場の異なる部局による業務の分担は重要であるが、その結果、調整や知識共有の不足が生じることもある。こうした問題を解決するためには、府県において、複数部局の業務の詳細を把握できる立場の職員を配置したり、奈良県や京都府で行われているような「対策本部」の設置など、複数部局間の知識や情報の共有体制を強化する必要がある。

2 獣害対策における府県と市町村の役割

特措法により市町村の権限が拡大したことや、農林水産省の鳥獣害防止総合対策事業の後押しを受け、鳥獣保護法を所管する都道府県との棲み分けが徐々に進みつつある。

これは、「県は個体数管理等の計画をしっかりと行い、被害防除は市町村に頑張ってもらう」(滋賀県環境部局)という意見にも表れている。今後も、獣害対策、特に被害防除における市町村の役割は重要となるだろう。他方、府県には、市町村の対策を後押しする、正確なデータに基づく保護事業計画や特定計画の策定の役割がこれまで以上に求められるだろう。

3 獣害対策における府県と市町村の対応能力

府県へのヒアリングで「客観的な科学的データが不足している」(和歌山県農業部局)といった意見が聞かれたように、府県が持つ野生動物の生息状況の把握や被害対策に資する正確な調査を行うための体制は十分とは言えない。また、野生動物の行動域は都道府県境をこえて広範囲にわたるため、複数の都道府県による広域での連携も必要となる⁹⁾。近畿地方では近畿地域野生鳥獣対策連絡協議会が設置されている。また、南丹市では平成 22 年度より、京都府、大阪府、兵庫県の計 13 市町で南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会^{註4)}が設置されるなど、複数府県間の情報共有の体制も存在する。しかし、「調査の方法も府県によって異なる」(京都府林務部局)ため、データの共有と調査手法の統一もままならない状況である。こうした課題に対処する上で、例えば兵庫県の森林動物研究センターのような専門の研究機関の設置も有効と考えられる。ただし、都道府県においても財源が不足しているのが現状であり、被害防除だけではなく、このような基礎的な情報の収集に対しても調査分析手法の指針提示や財政支援など、国の支援が求められる。

特措法の制定や鳥獣害防止総合対策事業の拡充により、市町村の権限が拡大し、財政負担が軽減されたが、獣害対策に関わる職員の数は十分とはいえない。また一部獣種では、捕獲数も府県の計画の目標数に達しないなど、捕獲の実施人員の不足も顕在化している。さらに市町村合併による旧市町村間での調整の課題も考えられる。このような課題は本研究で対象とした以外の多くの市町村においても同様に存在すると推測でき、権限が拡大されても、実際には多くの市町村で積極的な取組みが実行できないのが現状だと考えられる。

VI おわりに

本研究では、近畿地方における獣害対策を事例に、部局間の関係、市町村との関係を中心に府県における被害対策体制の特徴と課題について検討した。

近年の法整備によって、対策の実施主体が市町村へと移行した。獣害対策の中で都道府県に求められる機能は、正確なデータの収集とそれに基づく個体数管理等の計画

策定、市町村に対する技術的・財政的支援など、市町村の取り組みを補完するものに移りつつある。これらの機能を發揮するために、単一部局による体制がとられる府県では、市町村、被害発生地の住民など様々な他主体との連絡調整を図るため、例えば他部局の出先機関であっても綿密なやり取りが行えるような体制づくりが必要である。一方複数部局による連携が取られる府県では、他主体との連絡調整をより効率的に行うために、対策本部の設置などの各部局間のさらなる連携、情報共有が重要である。さらにはデータ収集方法の統一や広域での個体数管理など、府県間の連携も今後さらに進めなければならない。

なお、本研究の結果は近畿6府県を対象に実施した調査による府県の対応体制の類型化と、各類型に属する市町村ヒアリングに基づくものである。全国を俯瞰すれば、本研究で整理したものは異なる体制を持つ都道府県も存在するも考えられる。また、市町村ヒアリングは、各類型で1つしか実施できていない。今後は、近畿府県の市町村担当者を対象としたアンケート調査により、本研究で得られた知見の一般性を確認する必要がある。また、他都県についても、本研究と同様の調査を実施することで、知見の一般性を確認する予定である。

注

注1) 「市町村長は…都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる」(第7条), 「国及び地方公共団体は、…捕獲等への貢献に対する報償金…の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」(第16条)など、市町村の権限や、国・都道府県の財政支援の拡充が図られている。

注2) 特措法の所管が滋賀県、奈良県では農業部局にあり、兵庫県、大阪府では農業部局以外の部局にあったが、

ヒアリングの結果、特措法の所管については施策の実施等には関係がなかったため、本研究では同一の形態として分類した。

注3) 和歌山県では2004年まで策定されていたニホンザルとタイワンザルの交雑個体群を対象とした特定計画のデータをもとにニホンザル被害のある市町村の捕獲計画との調整が行われている。

注4) 広域協議会設置により、鳥獣被害防止総合対策交付金による財政支援を受けることができる。

引用文献

- 1) 赤坂猛：鳥獣保護法と国、都道府県及び市町村，ワイルドライフ・フォーラム，16(1)，pp20-23.
- 2) 農林水産省生産局（2006）：『野生鳥獣被害止マニュアル—生態と被害防止対策（基礎編）—』
- 3) 紀美野町（2010）：『紀美野町鳥獣被害防止計画』
- 4) 甲賀市・湖南市（2011）：『甲賀地域鳥獣被害防止計画』
- 5) 南丹市（2011）：『南丹市鳥獣被害防止計画』
- 6) 滋賀県（2012）：『滋賀県ニホンザル特定鳥獣保護管理計画（第3次）』
- 7) 京都府（2012）：『特定鳥獣保護管理計画—ニホンザル—（第2期）』
- 8) 農林水産省：鳥獣害防止総合対策事業パンフレット，<<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/h20panph.pdf>>，2012年12月，2012年5月8日.
- 9) 農林水産省：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針，<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_horitu/sisin/pdf/kihon.pdf>，2008年2月，2012年5月8日.

Summary : This study focuses on implementation system of wildlife management in six prefectures of Kinki region from the view point of governmental organizational structures. The roles and relationships of relevant departments and their subsidiary bodies were clarified through interview surveys to prefectural officials, which were then classified into three types. The performances and problems of the three types of implementation system of wildlife management were identified by the interview to municipal officials in charge of wildlife management. We identified that 1) three implementation systems showed different performances and problems in their operation and cooperation with municipalities, 2) cooperation among relevant departments and their subsidiary bodies with different authorities are of crucial importance to deal with wildlife management and also to provide support for municipalities and 3) liaison and adjustment between prefectures and municipalities are important for effective wildlife management .

キーワード(Keywords) : 獣害(Agricultural damage by wildlife), 対策実施体制(Implementation system of wildlife management), 都道府県(Prefectures), 市町村(Municipalities)

(2012年5月20日 受付)

(2012年9月16日 受理)